

公益財団法人 愛知県サッカー協会 シニア委員会規約

(名 称)

第1条 本委員会は、公益財団法人 愛知県サッカー協会(以下県サッカー協会という)シニア委員会と称する。

(事 務 局)

第2条 本委員会の事務局は、県サッカー協会シニア委員会委員長宅に置くものとする。

(目 的)

第3条 本委員会は、県サッカー協会に加盟登録しているチームの相互技術の向上とチーム間の親睦交流を深め、サッカーを生涯スポーツと位置づけし活性化を図り、サッカーファミリーの拡大・維持に寄与する。

(事 業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- 1、県サッカー協会シニア委員会が主管する大会
- 2、他県サッカー協会との交流事業
- 3、シニアサッカー強化のための活動
- 4、その他本委員会の目的を達成するために必要な事業

(事業の遂行)

第5条 前条の事業を遂行するために、県サッカー協会シニア委員会の委員会を組織し、事業の立案、計画を協議し運営にあたる。

(組 織)

第6条 本委員会は、県サッカー協会に加盟したシニア種登録しているチームを以て組織する。

(委員の選出)

第7条 1、本委員会に委員長 1 名、副委員長若干名、各担当委員 1 名を置く。

担当委員は、総務、財務、競技、技術、審判、広報、規律・フェアプレー、リスペクト、育成、監査とする。

各委員の業務分担は以下とする。

総務・・・チーム登録・選手登録全般に関する業務に関する事。

財務・・・年度事業計画予算遂行における会計に関する事。

競技・・・各種県内外の大会開催に関する事。

技術・・・選手の指導、強化に関する事。その他技術指導に関する事。

審判・・・審判員の養成に関する事。審判員の派遣に関する事。その他審判技術の向上に関する事。

広報・・・県サッカー協会ホームページへの掲載・管理。

規律・フェアプレー・・・フェアプレーの推奨に関する事。懲戒罰の裁定に関する事。

リスペクト・・・暴力・暴言の根絶にむけ選手間、審判へのリスペクトに関する事

普及・・・サッカー人口減の課題に取り組みサッカー人口増育成・維持に関する事

監事・・・事業費・管理費用の監査を行う。

- 2、委員長は候補者が選任され、県サッカー協会理事会で選任・承認される。
- 3、副委員長は必要に応じて委員長が任命する。副委員長は委員を兼務できる。
- 4、県サッカー協会本部委員会の部門に準じ、委員長が各担当者を任命する。

(委員の任期)

- 第8条 1、本委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2、委員に欠員が生じた場合は、委員長が推挙するものとし、選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。
3、委員は、任期満了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。
4、本委員は就任時69歳未満とする。

(役員職務と権限)

- 第9条 1、委員長は本委員会を代表し、職務を統括する。
2、副委員長は、委員長を補佐し、委員長の任を遂行できないときはその職務を代行する。
3、監事は会計期末監査をおこなう。

(会議開催)

- 第10条 1、委員会は、委員長、副委員長、各委員で構成する。
2、委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。
3、委員会は定数の2分の1以上の参加を以て会議成立するものとする。
4、委員会決議は出席者の3分の2以上の賛成をもって成立するものとする。

(事業費・会計)

- 第11条 本委員会の事業費・管理費用は、次に掲げるものとする。
1、日本サッカー協会の選手登録料
2、事業収入(リーグ戦・選手権・その他)
3、日本サッカー協会事業補助金を活用し事業運営に充てる。

第12条 本委員会の会計年度は4月1日から翌年3月末とする。

(雑則)

第13条

本規約は2021年4月1日より実施する。

(改定)

- ・2024年2月5日第7条委員の選出にリスペクト、育成の委員を新設する。
- ・2024年4月6日第7条1 育成を普及に名称変更する

以上